

2024年6月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2024年6月6日(木) 10:15

◎藤沢かよ議員の会派質疑(60分)

1. 専決処分について
定額減税が漏れなく行き渡る手立てについて
本市独自の支援策として下水道使用料の減免を
2. 条例議案について
認定こども園の配置基準変更について
保育所の民営化について
3. 門司港地域複合公共施設事業について
債務負担行為、施設案内標識設置について
建設予定地や複合施設の在り方を含む見直しを
動議の受け止め姿勢について
4. 草刈り予算について
補正予算額の捻出方法について
除草回数について



藤沢かよ議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 財政変革局長
- 都市戦略局長
- 都市整備局長
- 藤沢議員
- 保健福祉局長
- 藤沢議員
- 財政変革局長
- 藤沢議員
- 財政変革局長
- 藤沢議員

- 子ども家庭局長
- 藤沢議員
- 子ども家庭局長
- 藤沢議員
- 子ども家庭局長
- 藤沢議員
- 子ども家庭局長
- 藤沢議員
- 都市戦略局長
- 藤沢議員
- 都市戦略局長
- 藤沢議員
- 都市戦略局長
- 藤沢議員
- 都市戦略局長
- 藤沢議員
- 議長

藤沢かよ議員の会派質疑

私は日本共産党北九州市会議員団を代表し、会派質疑を行います。

1. 専決処分の報告「定額減税」について3点質問します。

物価高騰対策として、昨年岸田首相の鳴り物入りで導入された低所得者向け給付金及び定額減税の制度の具体化です。令和5年度給付金支給は7月末で終了し、所得税住民税から1人当たり合わせて4万円を本人と扶養親族数に応じて控除する定額減税がこの6月から開始となりました。しかし、制度の矛盾が混乱を招いており、わが党が繰り返し求めてきた消費税減税こそが、最も簡単で広く行き渡る物価高対策の特効薬です。

定額減税制度の欠陥矛盾については、地元の田村貴昭衆議院議員が今年2月と4月の財務金融委員会で追及してきました。年収によっては、給付金と定額減税を重複して受けられる世帯と、どちらも受けられない世帯が発生する不公平な制度であること、また、インボイスで過酷な税を取り立てられる自営業者やフリーランスの配偶者と親族が、所得税法第56条により、自営業者の家族の労賃が経費として認められず専従者控除（配偶者は86万円）として概算控除するため、定額減税の対象から外されたことなどです。

実施直前にようやく、「控除しきれない場合」は「調整給付」の措置を国は決定しましたが、家族構成や今年の収入如何では来年の確定申告まで支給対象になるか不明の場合もあるなど、事務手続きが非常に煩雑になり、事業者や自治体の負担が大きいことが指摘されてい

ます。

そこで第1に、今回の低所得者向けの給付制度と、6月開始の「定額減税」のいずれも受けられない人たちが本市においてもいるのではないかと懸念されます。対象者を把握して、本市として救済すべきです。答弁を求めます。①

第2に、専従者への「調整給付」が今後漏れなく行き渡る手立てをどうとるのか、答弁を求めます。②

第3に物価高は今年になっても続いています。本市独自の支援策を実施すべきです。この4月の消費者物価は32カ月連続で前年同月を上回っています。今後も円安、原油価格の上昇に加え、政府の電気ガス代支援が終了し、さらに物価高騰が懸念されています。年金や賃金はいずれも実質マイナスで、物価高騰に追いつきません。加えてコロナ対応支援の無利子無担保のいわゆる「ゼロゼロ融資」の返済が本格化し、中小企業・小規模事業者の経営が厳しくなっています。昨年の北九州地区の企業倒産は、前年の40%増で100件を超え、この10年で最高です。

そこで、本市独自の支援策として、福岡市が実施した下水道使用料の減免のような市民に広く行き渡る支援を求め、見解を伺います。③

2. 次に1948年に国が定めた保育士の配置基準が76年ぶりに改善されることに伴い、本市の保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼保連携型認定こども園、認定こども園等の職員の配置数を定めた4条例の一部改正について質問します。

保育士1人が受け持つ子どもの数は、現行、0歳児が3人、1、2歳児が6人、3歳児が20人、4、5歳児が30人となっています。こども家庭庁は、保育の質を向上させるためとして、4、5歳児の保育士の配置基準を、「子ども30人」から「25人」に、3歳児は「20人」から「15人」に変更します。

諸外国と比較し、わが国の保育士配置基準の低さは際立っており、従来からわが党も改善要求を国会にも届けてきました。全国的に保育士不足は深刻です。保育士の賃金が低いことがその大きな要因で、処遇改善は待ったなしです。コロナ禍や度重なる保育所における事故を踏まえ、「子どもたちにもう1人保育士を」と運動も全国で展開され、ようやく国も動かざるを得なくなりました。但し、配置数については従来から自治体裁量で行われており、年齢層によっては諸外国に引けを取らない配置基準を持つ自治体もあります。

そこで2点質問します。

第1に、3歳児及び4～5歳児の配置基準改善により新たに増やさなければならない保育士数について、確保できる見通しがあるのでしょうか。2022年度の、保育士・保育所支援センターの求人数が508人に対し求職者数は169人、成立件数は101人ですから5分の1しか充足していません。求人数に対しなぜ求職数と成立件数が少ないのか、どうやってこの差を埋めているのでしょうか。また、本市も2022年から若年保育士の処遇改善を開始しましたが、その検証とともに保育現場で保育士が足りているかの実態調査が必要です。答弁を求めます。④

第2に、1歳児の配置基準で、保育士1人がみる子どもの人数を6人から5人にすることを、国は2025年度以降に先送りしましたが、配置基準を独自で改善する自治体も増えて

います。

新潟県は1歳児について3人にしています。2歳児についても愛知県岡崎市や尾張旭市は国の基準が6人のところ5人にしています。本市は1歳児の配置基準は国の基準が6人のところ5人にしていますが、「こどもまんなか」というなら、先進自治体を目指して、それぞれの年齢で配置基準をさらに改善する計画を立てるべきです。答弁を求めます。⑤

3. 次に、一般会計補正予算のうち、2月議会において修正動議で、待ったのかかった門司港地域複合公共施設整備事業について2点質問します。8億444万円の事業費には先行取得の土地の買い戻し費用7億2,397万円と追加発掘調査費用2,850万円が含まれています。また債務負担行為として123億3,400万円が計上され、さらに複合公共施設整備に伴い幹線道路に誘導する施設案内標識設置の実施設計費用860万円が提案されました。

第1に、2月議会の修正動議は、初代門司駅遺構の一部を切り取って移築保存する予算に待ったがかかったものです。先行取得土地買い戻しの費用と追加発掘調査費用は遺構保存方法がどうあれ必要ですが、債務負担行為の設定と、幹線道路から複合公共施設に誘導する施設案内標識設置の実施設計予算提案は、拙速に過ぎませんか。現在地での複合公共施設建設ありきで修正動議の意図を曲解していると思えません。見解を伺います。⑥

第2に、門司港地域複合公共施設整備事業の建設予定地の変更や、複合公共施設の在り方も含め、抜本の見直しを求めます。

5月17日版「門司港地域複合公共施設整備事業の経緯と今後について」によると、遺構が出土したことから、「遺構の取り扱いと施設整備の在り方について様々な視点から検討」する中で、建設予定地については、「市民アンケートや、敷地の規模・形状、利便性、まちづくりといった視点からの市民との意見交換を重ね、決定したものであり、他に建設予定地を見出すことは困難」としていますが、この「決定」は、遺構が発見される前のものです。市民のみならず、これまでにない幅広い専門家から保存要望が上がっている世界でも貴重な遺産です。建設予定地や複合公共施設の在り方について、市民や有識者の意見を改めて問い直すべきです。答弁を求めます。⑦

4. 最後に道路・河川・公園等における除草等事業の補正予算1億7432万円について2点質問します。除草や街路樹等の剪定は、市民生活の環境保全、安全を守るための大切な事業です。

第1に、この度補正予算を組まなければならなくなった事態を市長はどのように受け止めたか、また来年度以降にこの予算を確保するのか答弁を求めます。⑧

第2に、除草等事業の新しい仕組みの検討を求めます。除草や剪定の仕事は、地元の小さな会社・業者が請け負うことが多く、下請けもあります。赤字覚悟で受けることも多いと聞きました。予定価格500万円を超える契約は昨年度から最低制限価格が設けられましたが、下請けに対する制限価格はありません。また除草シーズンは仕事が集中し、仕事がない時期もあるなどの苦労があるとのことでした。

また、公園愛護会や道路サポーターが組織されていないところでは、年2回の除草でも足

りません。梅雨明けからがシーズンとされていますが、もう梅雨前から草は伸びています。

沖縄県が「性能規定型道路除草管理」制度を取り入れ、注目されています。例えば常に雑草の丈を40センチ以下にするという要求水準を満たせば、回数や手法、工種は問わず発注する仕組みです。業者の裁量を大きくすることで作業の効率化を促し、従来と同程度のコストで、年間を通じて「良好な沿道景観の形成」が図られるとのメリットをうたっています。市民にも、業者にも、そして頻繁に市民や議員の要望に応えなければならないまちづくり整備課の担当職員のストレス軽減にも、役立つと思われます。検討を求め、見解を伺います。

⑨

以上で第1質問を終わります。

藤沢かよ議員の一般質問 答弁と再質問

[保育士の配置基準改善に関する条例の一部改定について]

■市長

私から、まず保育所等の保育士配置基準の改善4条例について、保育士確保の見通し、若年保育士の処遇改善、それから配置基準改善の計画についてのお尋ねがございました。

北九州市では、本年3月に策定をいたしました新ビジョンの重点戦略の1つである安らぐ町の実現に向け、質の高い幼児教育、保育サービスの提供を目指すこととしております。その上で、保育人材の確保は重要な課題であるという風に認識をしております。北九州市では、これまでも保育人材の確保について、新卒保育士の確保、潜在保育士の復帰支援、保育士の負担軽減と離職防止などの視点から総合的に取り組んでまいりました。

保育士の求人状況ですが、保育士の採用につきましては、全国的に求人倍率が高い状況が続いておりまして、北九州地域のハローワークにおける保育士の有効求人倍率は、令和6年1月時点で全国とほぼ同様の約3.5倍となっております。このような状況の中、北九州市が平成27年に設置をしました保育士保育所支援センターでは、潜在保育士等からの就職相談を行っており、令和5年度までの9年間で979名の就職につながりました。

また、新卒保育士の確保の取り組みとして、令和4年度より就職時準備金や処遇改善手当を市独自に支給をしております。この2年間で、新卒1年目の保育士を対象とした就職時準備金の利用が192名、就業2、3年目の保育士に対する処遇改善手当の利用が290名あり、若年保育士の処遇改善に一定の効果があったと考えております。

次に、保育士配置基準につきましては、昨年12月に閣議決定をされた「こども未来戦略」におきまして、幼児教育、保育について、施設整備等の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことが示されました。これを受け、国は今年4月から、保育士配置基準につきまして、3歳児を20対1から15対1に、4、5歳児を30対1から25対1に改正をいたしました。北九州市におきましても、今議会に関係条例の改正議案を提出しております。北九州市では、これまで、1歳児の5対1の配置基準や予備保育士の導入、障害児加配など、市独自に加配を実施していることから、直ちに新たな配置基準を満たさない保育所等はないものと考えております。

また、配置基準をさらに改善すべきではないかのご質問につきましては、各保育所において実質的に国基準を上回る手厚い保育士配置が行われていることから、現時点ではさ

らなる配置基準の改正は考えておりません。「こども未来戦略」では、令和7年度以降に1歳児の配置基準の見直しを進めることが示されております。北九州市としては、国の動向を注視するとともに、市独自の支援策も継続しながら、今後も保育の質の向上や保育士の働きやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

[道路・河川・公園における除草等事業の補正予算について]

次に、一般補正予算について、道路、河川、公園等における除草等事業について補正予算を組む事態について、また、来年度以降の予算の確保についてお尋ねがございました。

先の2月の議会におきまして、道路、河川、公園の除草等に要する経費を増額するよう求める組み替え動議が可決されました。そのため、今議会において、より明確な形で除草にかかる事業運営が適切に行われることが担保できるよう、除草にかかる予算額について前年度と同水準の経費を確保するための補正予算を計上したところでございます。

一方、除草につきましては、人手不足や地球温暖化の影響への対応が求められる中で、現在の雑草が伸びたらかるという除草主体の対策から、雑草を生えなくする防草対策へシフトしてすることとし、中長期的に持続的かつ効率的、効果的な維持管理を目指すこととしております。

このため、来年度以降の除草予算につきましては、防草対策の効果や物価変動等の状況も見ながら、1つには、除草の管理水準を低下させない、2つには、除草の負担を地域に転化しないという基本的な考え方のもと、適切に対応してまいりたいと考えております。いずれにしても、道路、河川、公園などは市民に身近な施設であり、今後も安全な維持管理に努めてまいりたいと考えております。私から以上です。残りは関係局長等からお答えをいたします。

[定額減税について]

■財政変革局長

私からは、定額減税について、低所得者向けの給付制度と定額減税のいずれも受けられない人たちが本市においてもいるのではないかと、対象者を把握して救済すべきではないかと、また、専従者への調整給付が今後漏れなく行き渡る手立てをどう取るのかの2点につきまして、一括して答弁をいたします。

低所得者向け給付金と定額減税は、いずれも、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環としまして、全国一律の仕組みによって実施される政策であります。このうち、定額減税の実施にあたりまして、地方税法改正法の交付が令和6年3月30日となったことから、市税条例につきまして同年3月31日に先決処分による改正を行いまして、定額減税の実施と定額減税しきれない方への調整給付に向けた準備を進めてきたところでございます。

なお、その対象は市内で約41万人を見込んでおります。今回の国の対策は、低所得者層をはじめとした様々な所得層が給付金または定額減税を漏れなく受けられるよう制度設計されているものと認識をいたしております。市民の皆様には、お手元に届く通知をご確認いただき、ご不明な点があれば市の窓口にお問い合わせをいただきたいと思います。

ご指摘の事業専従者への対応につきましては、制度を所管する国において考慮されるべきものと考えておきまして、市独自に対策を講じる考えはございません。いずれにいたしましても、今回の定額減税の実施にあたりましては、国から発出される通知等に留意し、

速やかに市民の皆様へ周知するとともに、迅速かつ確実な事務処理に努めていきたいと考えております。

次に、同じく定額減税に関しまして、市独自の支援策として、福岡市が実施した下水道使用料減免のような、市民に広く行き渡る支援を求め、見解を伺うというご質問でございます。

エネルギー、食料品価格等の物価高の影響を受けた生活者、事業者への支援につきましては、国や地方自治体が連携協力を図りながら、それぞれの役割に応じた政策を効果的に実施していくことが大変重要と考えております。

こうした中、国は、現在、全国一律の仕組みによって、低所得者向け給付金と定額減税、燃料油価格激変緩和対策といった様々な層の国民に広く行き渡る支援施策を実施してございます。一方で、地方自治体は、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、国の推奨支援メニューに沿ってそれぞれの地域の実情に応じた必要な対策を講じることとなっております。

北九州市といたしましては、この国の交付金を活用した独自の対策といたしまして、令和5年度12月補正予算に、福祉サービス事業所等への高熱費支援12.1億円、ガソリン価格高騰の影響を受けた公共交通事業に対する支援0.4億円など事業者向け支援を計上するとともに、令和6年度当初予算におきましては、生活者向け支援といたしまして、子育て世帯への給食食材価格高騰支援8.2億円、個人消費を喚起しつつ家計の負担軽減につながるプレミアム付き商品券の発行支援2.4億円などの対策を講じているところでございます。

議員お尋ねの下水道使用料の減免につきましては、多大な事業費が必要となる一方で、各世帯の支援が小額になるという課題もありますことから、本市では独自の支援策として実施する予定はございません。私からは以上でございます。

[門司港地域複合共施設整備事業について]

■都市戦略局長

私の方からは、一般会計補正予算についてのうち、門司港地域複合共施設整備事業について、修正動議の意図を曲解しており、債務負担行為の設定などの提案は拙速ではないかというところ、それから、市民や有識者の意見を改めて聞き、建設予定地の変更や複合公共施設のあり方も含めて抜本的に見直すべきとの2つのご質問にまとめてご答弁を申し上げます。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、令和6年2月議会におきまして、建設予定地で出土した旧門司駅舎関連遺構の一部移築に要する予算を除いた補正予算案が可決されたところでございます。

この修正案の提出に当たり、議会から、1つ目、市民や議会への説明責任を果たした上で、2つ目、発掘調査を行っていない部分のうち重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、3つ目、速やかに複合公共施設の建設を進めるべきという考え方が示されました。

そのため、市民への説明につきましては、当該事業の内容とこれまでの経緯、発掘された遺構について、明治24年当時の旧門司駅の機関車庫と見られる建物基礎などが確認され、土木技術が顕著にあらわされている部分を2箇所を切り出し、移築保存を行う方針を示したことなど、これまでの経緯、これら事項を踏まえた今後の事業の進め方につきまして、4月から門司の自治会や施設利用団体などに8回にわたり説明を行うとともに、5月

29日には、広く市民に対しまして説明会を開催し、その状況を youtube でも配信し、また、いただいたご意見、ご質問を公開したところでございます。

議会に対しましては、検討の進捗に合わせ、適宜、常任委員会に対しまして報告をしております。また、本年4月末に、埋蔵文化財に関する知識を要し有した専門学芸員の知見と経験のもと、福岡県と協議を行いながら、試掘調査を行い、追加の発掘調査範囲を決定したところでございます。

今後、本議会に呈している予算をご承認いただければ、この範囲についてしっかり発掘調査を行い、記録保存を行ってまいりたいと考えております。こうしたプロセスを経た上で、速やかに施設の建設工事に着手できるよう、今議会に発掘調査費及び建設工事費などにかかる補正予算案を提出させていただいております。このように、議会の提案を踏まえ、諸般の手続きを進めているところでございます。

また、地域住民の方々に施設の利用にあたって不安な思いや不便を強いる状況を合わせ踏まえると、今議会への補正予算案の提案が拙速ではないかのご指摘は当たらないものと考えております。

次に、計画を見直すべきではないかのご質問でございます。改めて行っている市民などへの説明の中で、遺構の全面保存や施設との共存を求める意見がある一方、早期に施設整備を求める市民の声も確認することができました。北九州市といたしましては、遺構の全面保存や施設との共存を求める意見があることから、それぞれのケースに応じまして必要となるコストを試算いたしました。

いずれの場合も、現計画より建設工事費が大幅に増加することに加え、完成時期も遅れ、施設利用者さらに不便を強いることになることが判明いたしました。こうしたことを総合的に勘案し、北九州市といたしましては、建設予定地や複合公共施設のあり方につきましては現計画通り進めてまいりたい、このように考えております。私からは以上でございます。

[道路、河川、公園等における除草等事業について]

■都市整備局長

最後に、私からは、一般会計補正予算についてのうち、道路、河川、公園等における除草等事業について、沖縄県の性能規定型道路除草管理など、除草等事業の新しい仕組みについて検討してはどうかというご質問にお答えいたします。

北九州市の植樹帯等の除草につきましては、除草面積や回数などにより算出した金額に基づき契約し、受注者は指定された方法で除草を行い、作業の完了を発注者が確認するという方式により業務を委託しているところでございます。

議員ご提案の性能規定型道路除草管理は、沖縄県において令和2年度から試験的に導入され、順次対象範囲を広げ、令和5年度には県管理の道路全長の約5割を対象としております。この方式は、発注者が雑草の高さを40センチ以下とするという管理水準を定め、受注者は自らのノウハウを生かし、方法や手段を決定し、要求された水準を達成するというものでございます。

これにより、除草の回数や方法、時期などを受注者の裁量で選択でき、受注者にとって効率的、効果的な作業が可能となる、また、発注者と受注者の協議や書類作成などの作業が軽減するメリットがあるという風に聞いております。

一方、この方式の導入にあたりましては、雑草の繁茂状況により除草回数が想定を大幅に上回る場合、作業にかかる費用が増加し、受注者の負担となること、また、発注者にお

いても、雑草の高さなど管理水準の適切な設定が難しく、実施状況の確認に手間がかかることなどが、手間がかかることなどが懸念されます。

いずれにしても、引き続き、沖縄県の事例も含め、効率的、効果的な維持管理につながる他都市の取り組みについて情報収集等を行い、今後の参考にしたいと考えております。以上でございます。

【第二質疑】

〔定額減税について〕

○藤沢議員

はい。答弁ありがとうございました。では、残された時間、再質問させていただきます。まず、定額減税についてですが、今度のこの制度は矛盾と欠陥があるということで、自治体にも、また事業者、会社などにも大変な負担を強いているということになっております。そして、受けられない人が、給付も減税も受けられない世帯が出るということで保健福祉のライン。そして、税の控除の減税については、税のラインから給付について、2つのラインが用意されております。

それで、まず保健福祉のラインについてお尋ねします。低所得者向け給付も所得税定額減税も受けられない人たち、この人たちがどれぐらいいるかということ予測しているかということなんです。で、今回、もうすでに非課税の方々は給付を受けておりますね。だから、北九州市も去年の段階で急いで準備を進めて頑張っていたと思うんですけども、その方々がまた給付が受けられるんじゃないかという風なことで、私どものところに声が、どうなるのかという声が届いていたり、また、前は扶養の人たちが受けられなかった、今回は扶養の人たちが本人と扶養親族の数によって減税が受けられるというふうに、その時々基準が違ってきますね。ですから、とても混乱してるんですね。

それで、お尋ねしたいんですが、この低所得者向け給付も所得税定額減税も受けられない人たちです。それは、新たに非課税になった世帯、受けられるんですね。23年、昨年納税したが、今年失業や退職で定額減税を受けられない人、追加的に減税分の給付を受け取れることになりましたけれども、今年末の所得確定を持たねばならず、確定申告をしないと給付を受け取らないことになります。

収入が少ないと税務署からも確定申告しなくて良いと言われてたりするんです。これまでもそんなこといくらでもありました。自分が対象であるか分からない人もいないのか。そんな人たちに対して周知はどうするのか、この点について伺います。

■保健福祉局長

はい、低所得者向けの給付と定額減税の狭間の方のご質問ですので、私の方で少しお答えさせていただきますが、まず、制度が去年の給付と、それから今年度新たに非課税と、均等割りのみ課税になる方が給付対象になるというところで、非常にそれに加えて定額減税というかで複雑になっておりますので、大変わかりづらいと思います。

で、そのために色々と周知啓発、周知する方法を工夫させていただいておりますが、まずは、本日ですね、市のホームページに詳しく掲載をしておりますが、その中で、全体の総合案内ですとかフローチャートですね、こういった方が支給の対象になるのかということをお示ししているところでございます。

それ以外にも、市政だよりでも掲載をさせていただいております。また、コールセンターをですね。定額減税と給付金、どちらも同じ番号でお尋ねいただけるようにしておりますので、ご自身が該当するのかどうか、対象になるのかどうかといったところは、税の申

告等のその期間もあるかもしれませんが、確定申告が経ないとわからないというところもあるかもしれませんが、まずはコールセンターにお尋ねいただいて、そこで丁寧にご説明をさせていただこうと思っておりますので、そのような対応を考えておるところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

ありがとうございます。はい、ホームページにもね、丁寧に載ってるのは私も見ました。そして、コールセンターが開設されたのもですね、知ってるんですが、コロナの時の給付金などについてもコールセンターができたんですけれども、私も何回か電話をかけましたけれども、コールセンターはですね、かけるたびに出来る相手が違うんです。

そしたら、出来る相手によってですね、その都度話が違ったりするので、コールセンターのお返事ねえ、きちんとできるようにと徹底していただきたいと、これは要望したいと思っております。

次に、税金のラインでお尋ねします。所得税、住民税の納付額が4万円に満たない場合、減税しきれない分を1万円単位で調整給付となり、減税と給付が混じります。税務所から住民の23年の所得税納税額、また扶養家族数の情報を取得し、調整給付の対象者を推定、推定です。給付額を計算し、対象者に確認書を送る。非常に煩雑な事務処理が出ております。この事務処理が漏れなくできる体制が今、財政の方でとられているのかどうかということをお尋ねします。

合わせて、この制度が、2重に受けられる人も返さなくて良いとなっております。ところが、中身をよく見てみますと、所得1千万円を超える人でも、配偶者所得が48万円以下なら住民税減税を2回受け取ることができるそうです。これは不公平な制度と言わなければならないんじゃないでしょうか。税の担当として、この制度のこうした矛盾についての認識をお尋ねします。

■財政変革局長

まず、調整給付の支給が煩雑な事務ではないかという点についてでございますが、本年4月にですね、係長1名、職員2名の専門部署を税務部の中に設置をさせていただいております。

で、作業は、国からデータを抜き出して、その後、市民の方への通知、それから口座への入金、それから先ほどのコールセンターの話ありましたが、お問い合わせへの対応、そうしたものにつきましては民間委託という形で体制を整えてございます。

それからもう1点目、ご指摘のケースですね、につきましては、そうしたケースがあるということは私ども承知はしておりますが、先ほど答弁申し上げました通り、事業専従者と同様にですね、そうしたケースは国において考慮されるべきものと考えておりますので、市の方でですね、独自に対策を取るとするのは難しいと考えております。以上でございます。

○藤沢議員

はい。北九州市独自の支援策は行わないという先ほどの答弁だったんですけれども、色々やってきましたよと、事業者に支援しました、プレミアム商品券を作りましたと、そうした支援を全く受けられない人たちがたくさんいるってことです。

ですから、私は、あえて広く市民に行き渡るようにということで福岡市が下水道の減免をやったということは、やはりこれは非常に考えられた対策だなという風に思いました。

それで、北九州市も独自です、そういうもっと広く市民に行き渡るような対策が取れないかと思うんですけども、お金を持ってる人が商品券を買えるとかですね。事業所に対する支援は支援で大事なことだと思いますけれども、その点についてももう少しね、広く考えられないのかという点についてお答えいただければと思います。

■財政変革局長

まず、福岡市の下水道使用量の減免のお話でございますが、福岡市におきましては、お聞きするところによりますと、事業費として約 23 億円ほどかかっているということで、基本料の 2 か月分を減免するという形で、その対策もですね、私どもと同じように国の交付金を活用してということになっております。私どもが支給された交付金約 15.9 億円を先ほど答弁申し上げた様々な事業に活用し、現時点においてはですね、その交付金についてはもう残額は 0 という形になっておりますので、現時点において福岡市のような減免制度を取るという考えはございません。以上でございます。

○藤沢議員

はい。この定額減税と給付金のことに関してはこれからの仕事になるかと思うんですけども、漏れなく、できるだけその制度の狭間で不利になる人がいないような対策を考えていただきたいということと、それから、終わった段階でですね、終了した段階でそういう人たちが出なかったかどうか、出たとすればどれぐらいあったかどうかという風なことについてもね、きちんと総括をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

〔保育士の配置基準の改善について〕

次に行きます。保育士の配置基準の改善についてです。我が党市議団が、昨年 12 月から今年 1 月にかけて保育所対象のアンケート調査を行いました。349 の事業所のうち 79 から回答を得ました。回収率は 22.6 パーセントです。その中で、全部を紹介できませんけれども、私が気になったその調査結果について紹介したいと思います。1 つ、昨今の物価高騰の影響で大きく影響を受けていると 7 割が答えています。また、現状を踏まえた直接給付を求める声が 61 パーセント、措置費や委託料の抜本的引き上げ 39 パーセントと、経営の厳しさを訴える声が上がっています。その中で、いくつか自由記述を紹介します。それぞれ現場の声にどう答えるか、答弁していただきますようお願いいたします。

まず、「家賃、光熱費等、在籍者に関係なく常にかかる費用まで在籍人数に影響されることが納得できない」、「保育者も子供が減ったり増えたりするために解雇したり雇ったりできるわけではないので、最低限の補償はしてほしい」、これについていかがでしょうか。

■子ども家庭局長

すいません。はい。施設の費用につきましては、子供の人数、定員という形で様々な、公定価格の中で人件費、事業費、管理費など運営に必要な経費というのが含まれているところがございます。で、この子供の人数の定員に対して一定、公定価格の中で差が出るということはやはりやむを得ないところはあると考えております。

ただ、とはいえ、子供の人数というのは年度の中でも動くものでございますので、市も国もですけども、様々な加配であったり加算であったりというような制度も設けており

ますので、そういったことをうまく活用していただければと考えております。以上でございます。

○藤沢議員

はい。まず、その調査の中から、結果としてお答えいただいた中から現場の声が非常に深刻に上がっているという風に思いますので、それについて続いて紹介させていただきます。「賃上げによる人件費増が運営に1番影響している」、「給食費、光熱費、処遇改善手当等補助金は助かるが、その申請と請求事務量が多く、また人件費増につながっている」、これにはどう答えられますか。

■子ども家庭局長

はい。保育現場で様々な事務量、これに限らずご負担をかけているということは認識しております。で、私どもも、やはりそういった事務量をできるだけ負担を軽減して、やはりその保育の現場にできるだけ力を、時間をさしていただきたいという思いは持っております。

で、そのため、今回、補正予算の方でも給付システムにかかる補正予算の方を計上いたしておりますけれども、そういった中で保育現場の負担の軽減というのにも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤沢議員

はい。これはやっぱり現場でどういう負担があるか、現場でどういう困っているかということきちんとやっぱり市として把握をしてないといけないんじゃないかと思うんですけれども、こんな声もあります。「現場を見て、現場の声を聞いてほしい」、こういう声には、市は現場の声をしたり聞いたりする、実際に現場を見る、声を聞くっていうような仕組みとか手立てを持っていますか。

■子ども家庭局長

はい。日頃から、保育の関連団体をはじめ、そこだけではなく、保育の現場の直接の声も職員の方いただいております。また、保育の現場を回りましてそれぞれの声を拾っていくと、そういったことも日常の業務の中で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

もう1つあります。もっともっとあるんですけれども、もう1つ私が気になったのは認可外保育所の問題です。「認可外保育所には市から委託料もない、認可保育所に入れない子どもを受け入れている、認可外にどうして委託料が出ないのか。他の都市では出しているところがたくさんある」、こんな声にはどうでしょうか。

■子ども家庭局長

はい。認可外施設のうち、地方裁量型、それから地方裁量型認定子ども園、そして企業主導型保育施設、こちらの方は、創設の経緯から、処遇改善についても国が直接施設の方に助成を行っております。

で、これ以外の保育施設につきましては、やはり事業者が任意に開設し、その一定の基準の中で事業者の裁量によって運営をすることができるところから、保育が適切

に実施をされるような、例えば職員や入所児童の健康診断の補助であったり、安全や人権、それから保育の基礎に関する研修の実施であったり、研修団体の費用の一部というものをし、北九州市独自で補助をしているところでございます。

で、今後もこういった児童の安全、それから適切に保育が実施できるよう、認可外施設に対しても引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○藤沢議員

はい。保育所の課題はもう本当に色々あるのでですね、ここでもう限られた時間の中でお話はもうできないんですけども、先ほど、最初の市長の答弁でもあったかと思えますけれども、今回の定数改善によって保育士が足りないことはないというふうにね、本市の場合は言われたかと思うんですけども、そうしますとね、現場の声とはね、ちょっとね、掛け離れてるのかなと、感覚がですね。その辺がよくわからないから、私はあえてやっぱり実態調査や市が改善に取り組んでいる点もね、あることを認めながら、こういうことをきちんと検証すべきだというふうに思って、そういう第一の質問もさせていただいたわけです。

で、先ほど紹介した我が党のアンケート調査の中でも、派遣会社をね、利用して、そして人材確保に努めているところが3割あるという風にもあったんですね。ですから、派遣会社になりますと年収のかなりの部分を持っていかれるという風なことで、非常にお金がかかる、70万円ぐらい平均すればかかるというふうなお答えがありましたけれども、そういうことを考えると、事業所に対して非常に負担を課してるんじゃないかなという風に思います。

ですから、ここではもう議論はしませんけれども、そういうことで、保育士の保育所の確保についてね、どういう問題があるのかっていうことをきちんと調べてほしいということ要望しておきたいと思えます。以上で、保育士について終わります。

[門司港地域複合公共施設整備について]

次に、補正予算です。門司港地域複合公共施設整備についてですね。今回の補正予算が拙速に過ぎるじゃないかと言いましたが、拙速ではないというふうに言われました。

それで、私は、この前の議会で修正動議がかかったところで、1つ注目した文書があります。これは、議長と副議長連名で市長宛ての申し入れ書があります。これ、3月21日付になっていますので、修正動議の前のものだと思えますけれども、ここには、この間のこの門司港地域複合公共施設の整備とそれから遺構の保存をめぐっていろいろな議論が飛び交いました、要望もいっぱい出ていますし。

だから、ここんところで、この市長宛ての申し入れについて1つ、先ほども答弁の中でも出てきましたけれどもね、1つですね、予算議会の一部移築保存の決定のプロセスが明らかになってないという点についてはどうお答えになりますか。私は、これはいまだ解決されていないんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

■都市戦略局長

一部移築保存のことについてでございます。で、これについては定例記者会見、それから常任委員会の中でも報告させていただいておりますし、で、2月の議会の中でも少しご答弁させていただいております。

で、具体的にどういうことかという、遺構が発見されて、この取り扱い、それから整備の在り方について色々と考えてまいったところでございまして、で、その中で、検討の

過程ではやっぱり専門家の方々からは、現地で全面保存すべきとか、それから遺構との共存を図る努力も必要ではないかとか、それから、どうしても難しい場合は一部移築を行うことも考えられるんじゃないか、そういった意見も伺っていたということもあります。

で、こういったところを踏まえて、私どもといたしましても、建設用地、それから設計変更、そういったところについて少しシミュレーションを行ったところでございます。

で、このシミュレーションの結果については先ほどご答弁をさせていただきましたけども、非常にコストも、シミュレーションすると非常にコストもかかる、それから完成時期も遅れるというようなところがございます。

で、一方、私どもといたしましても、この事業、9年の歳月をかけていろんな方から意見を伺っております。で、この意見というのは、修正動議後も今説明会を行っております、その中でも伺っております。

で、やっぱりその中では、やっぱり今の施設が非常に老朽化してるとか耐震化してなくて危ないというようなところも踏まえて、やはりそこは作ってほしいという意見も伺っておりますので、そういうところを総合的に勘案した上で、市としては今のところで、現計画で進める、こういった形に至ったというところでございまして、その説明は前回も説明させていただいておりますし、今回の、今日の答弁の中でも説明させていただいたところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

はい。プロセスっていうのは何かっていうことなんですが、どういう議論の場があつてね、誰が決めたのかなっていうことが知りたいんですね、私はね。このプロセスっていう中身では。だから、例えばそういう会議では議事録もあるんじゃないかと思いますが、ないかもしれません、わかりません。そして、誰が決済、誰と誰と誰がこうね、決済していったのかなというふうに思うんですけども、そういうプロセスについては明らかにならないんでしょうか、

■都市戦略局長

はい。検討の過程でございますけども、これ、先程言いました内容につきましては、私ども、その門司港複合公共施設整備事業を担当する部局、それから文化の方を担当いたします、今で行けば都市ブランド創造局、それから副市長、市長、こういったところを交えてどうするかというのを議論を重ねた上で、先ほど言ったような考えに至ったところでございます。

で、それについては適時皆さんが集まって議論して方針を交渉という形で行ってきたところでございますので、先ほどの議事録がないかということについては、そういった形で皆さんが意思共有しながら進めていったというところでございますので、議事録というのはないという形でございます。

で、あと、この分の移築についてでございますけども、2月の議会で補正予算としてあげさせていただいたところでございますけども、この補正予算が仮に通った通った後に、最終的に移築した後どういった形で保存し展示していくのか、そういったところを決めていかないといけないという風に、私どもといたしても考えておりました。

で、そういったものもの全てが決定したところで最終的な方針として決定したい、このような考えの上で今までも進めていたところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

はい。私、教育文化の常任委員会にいますので、報告もありましたけれどもね、それが議論が十分にできたかっていうと、そこんところはね、非常に曖昧だという風に思います。それはそれとして、この決定ですから、最終的な決定について市長はどのように関わりましたか。市長にお答えいただきましょう。

■都市戦略局長

先ほども少しお話しさせていただきましたけども、このいろんな議論の過程っていうのは、先ほど言いました私ども両局、それから副市長、市長を交えてどうするかという形で議論させていただいたということでございますので、その中で市長も一緒にこの議論に参加した上で方向性を導き出したというところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

なぜ市長にとって今私聞いたかと言いますとね、去年の2月、議会において八幡市民会館の保存について私質問した中で、市長が市長選挙の際、市民団体の公開質問状の回答を紹介しました。市長もご記憶でしょうか。その中で、回答は、「歴史的な文脈を持つ施設、すなわちハコとは単なる機能ではなく、土地の記憶であり、町のアイデンティティー」という考えを示されました。この時、この時の答弁で、市長はですね、「そもそも歴史ある建物の文化的な価値や歴史的な価値、これは単純な合理性や財政的観点からのみ判断すべきものではないと考えております。」とありました。

これは、市長、この時の答弁が本心だとすればね、今やってることとね、言ってることはね、違うんじゃないでしょうか。市長、答弁を求めます。

■都市戦略局長

私共の認識といたしましては、こういった形で色々議論しながら進めていくということで、違うという風に認識しているところではございません。はい。以上でございます。

■議長

時間がなくなりました。以上で質疑は終わりました。